

社会保険労務士事務所リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

◆雇用保険の給付日数の延長に関する特例

新たに要請された緊急事態宣言に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響で再就職が難航している求職者に対応するために雇用保険の給付日数が延長されました。今回は対象者や対象条件にフォーカスして分かりやすくお伝えしていきたいと思っております。

・基本手当とは、

雇用保険の失業給付である“基本手当”とは、雇用保険を納めていた方が、定年、倒産、契約期間の満了等により離職し、失業中の生活を心配することなく新しい仕事を探し、1日も早く再就職できるように支給されるものです。通常、基本手当の支給を受けることができる日数(所定給付に数と言います)は、年齢や被保険者であった期間及び離職理由などによって90日から360日の間でそれぞれ決められています。なお、離職者の中でも離職理由により違いがあり、倒産や解雇等により再就職するための猶予期間が短く離職を余儀なくされた場合を**特定受給資格者**、有期労働契約の更新を本人が希望したにもかかわらず更新されなかった場合は特定理由離職者といい、これらの離職者は、一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合があります。

・基本手当の所定給付日数を60日間の延長

昨年6月12日に雇用保険特例法が成立し、この特例法の中で雇用保険の基本手当(失業給付)の受給者について、給付日数を60日以上(一部30日)延長できることが規定されています。

対象条件として、注意が必要なのが、離職日と離職理由です。緊急事態宣言が発令される前に離職された方は離職内容にかかわらず延長されますが、緊急事態宣言発令期間中と緊急事態解除宣言日後は、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた特定受給資格者及び特定理由離職者が対象となります。延長日数は60日、(ただし、30歳以上45歳未満で所定給付日数270日、45歳以上60歳未満で所定給付日数330日の人は30日)となっています。この延長期間に関しては、ハローワークにおいて実施されますので、休職者本人が特別な手続きの必要はありません。

雇用保険給付や雇用調整助成金に関しては、今後も延長等の変更点が追加されると思われます。コロナ禍において、企業運営に当たっての有益な情報を、これからも提供して参りますので、皆様には注視して頂ければ幸いです。出典:厚生労働省HP「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応して給付日数の延長に関する特例について」

対象となる方

以下の方で、法施行日(令和2年6月12日)以後に基本手当の所定給付日数を受け終わる方が対象となります。

離職日	対象者
～令和2年4月7日 (緊急事態宣言発令以前)	離職理由を問わない(全受給者)
令和2年4月8日～令和2年5月25日 (緊急事態宣言発令期間中)	特定受給資格者※1及び特定理由離職者※2
令和2年5月26日～ (緊急事態宣言全国解除後)	新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた特定受給資格者※1及び特定理由離職者※2(雇止めの場合に限る)

※1 特定受給資格者: 倒産・解雇等の理由により離職を余儀なくされた者

※2 特定理由離職者: ①期間の定めのある労働契約が、更新を希望したにもかかわらず更新されなかったことにより離職した者
②転居、婚姻等による自己都合離職者

※3 地域にかかわらず、全国一律で上記の日付で判断します。

※4 就職困難者の方は、当初から所定給付日数が長いので、対象となりません。

◆2月の労務スケジュール

～2/29 1月分社会保険料納付

～2/10 1月分源泉徴収税額・
住民税額の納付



編集担当: 會田
編集責任者: 勝山

Copyright© 2021 Legal Networks

トピックス

◆雇用保険の給付日数延長に関する特例

・基本手当とは
・基本手当の60日間の延長

◆今月の労務スケジュール

社会保険労務士事務所
リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-34-
13第一貝塚ビル302号

TEL:03-6709-8919

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>